

議案第82号

小金井市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例
の一部を改正する条例

小金井市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を別
紙のように改正する。

令和2年11月30日提出

小金井市長 西岡 真一郎

(提案理由)

東京都に準じ、期末手当の年間支給月数の引下げを行うため、本案を提出するもの
であります。

小金井市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例
の一部を改正する条例

小金井市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（令和元年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の130」を「100分の125」に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年12月1日から施行する。
（令和2年12月の期末手当の特例）
- 2 令和2年12月の期末手当に限り、この条例による改正後の小金井市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の規定の適用については、同条例第5条第2項中「100分の125」とあるのは、「100分の120」とする。

議案第822号資料1

小金井市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正条例	現行条例	備考
<p>(期末手当) 第5条 省略 2 期末手当の額は、第2条の規定に基づき定められた報酬の額を基礎として規則で定める額に、<u>100分の125</u>を乗じて得た額に規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。 3 省略 4 省略</p> <p>付 則 (施行期日) 1 この条例は、令和2年12月1日から施行する。 (令和2年12月の期末手当の特例) 2 令和2年12月の期末手当に限り、この条例による改正後の小金井市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の規定の適用については、同条例第5条第2項中「100分の125」とあるのは、「100分の120」とする。</p>	<p>(期末手当) 第5条 省略 2 期末手当の額は、第2条の規定に基づき定められた報酬の額を基礎として規則で定める額に、<u>100分の130</u>を乗じて得た額に規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。 3 省略 4 省略</p>	<p>期末手当の支給割合の変更</p>

議案第 8 2 号資料 2

小金井市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する 条例の一部を改正する条例の主な改正概要

東京都に準じ、次のとおり改定する。

期末手当

1 年間支給月数

(1) 概要

年間支給月数を 0. 1 月引き下げ、2. 5 月に改定する。

(2) 実施時期

令和 2 年 1 2 月期の期末手当から実施

(3) 改正による影響額

△ 5, 9 5 4 千円

※令和 2 年 6 月期の支給実績を基に算出

議案第83号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例の一部を別紙のように改正する。

令和2年11月30日提出

小金井市長 西岡 真一郎

(提案理由)

東京都人事委員会勧告等を踏まえ、期末手当の年間支給月数の引下げを行うため、本案を提出するものであります。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例（昭和26年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第17条第2項の表次に掲げる職員以外のものの項中「100分の130」を「100分の125」に改め、同表行(1)4級職員の項中「100分の110」を「100分の105」に改め、同表行(1)5級職員の項中「100分の100」を「100分の95」に改め、同条第3項中「100分の130」を「100分の125」に、「100分の72.5」を「100分の70」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年12月1日から施行する。

（令和2年12月の期末手当の特例）

2 令和2年12月の期末手当に限り、この条例による改正後の職員の給与に関する条例の規定の適用については、同条例第17条第2項の表次に掲げる職員以外のものの項12月に支給する場合の欄中「100分の125」とあるのは「100分の120」と、行(1)4級職員の項12月に支給する場合の欄中「100分の105」とあるのは「100分の100」と、行(1)5級職員の項12月に支給する場合の欄中「100分の95」とあるのは「100分の90」と、同条第3項中「100分の70」とあるのは「100分の67.5」とする。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正条例	現行条例	備考																												
<p>(期末手当) 第17条 省略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、次の表の左欄に掲げる職員の区分に応じて、同表の右欄に定める割合を乗じて得た額に第9項に定める割合（以下「在職期間割合」という。）を乗じて得た額とする。</p> <table border="1" data-bbox="651 1294 1034 2078"> <thead> <tr> <th rowspan="2">職員の区分</th> <th colspan="2">割合</th> </tr> <tr> <th>6月に支給する場合</th> <th>12月に支給する場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>次に掲げる職員以外のもの</td> <td>$\frac{100}{5}$分の12</td> <td>$\frac{100}{5}$分の12</td> </tr> <tr> <td>行(1)4級職員</td> <td>$\frac{100}{5}$分の10</td> <td>$\frac{100}{5}$分の10</td> </tr> <tr> <td>行(1)5級職員</td> <td>100分の95</td> <td>100分の95</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項の表次に掲げる職員以外のものの項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の70</u>」とする。</p> <p>4 } 省略 9 }</p>	職員の区分	割合		6月に支給する場合	12月に支給する場合	次に掲げる職員以外のもの	$\frac{100}{5}$ 分の12	$\frac{100}{5}$ 分の12	行(1)4級職員	$\frac{100}{5}$ 分の10	$\frac{100}{5}$ 分の10	行(1)5級職員	100分の95	100分の95	<p>(期末手当) 第17条 省略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、次の表の左欄に掲げる職員の区分に応じて、同表の右欄に定める割合を乗じて得た額に第9項に定める割合（以下「在職期間割合」という。）を乗じて得た額とする。</p> <table border="1" data-bbox="651 398 1034 1182"> <thead> <tr> <th rowspan="2">職員の区分</th> <th colspan="2">割合</th> </tr> <tr> <th>6月に支給する場合</th> <th>12月に支給する場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>次に掲げる職員以外のもの</td> <td>$\frac{100}{0}$分の13</td> <td>$\frac{100}{0}$分の13</td> </tr> <tr> <td>行(1)4級職員</td> <td>$\frac{100}{0}$分の11</td> <td>$\frac{100}{0}$分の11</td> </tr> <tr> <td>行(1)5級職員</td> <td>100分の10</td> <td>100分の10</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項の表次に掲げる職員以外のものの項中「<u>100分の130</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」とする。</p> <p>4 } 省略 9 }</p>	職員の区分	割合		6月に支給する場合	12月に支給する場合	次に掲げる職員以外のもの	$\frac{100}{0}$ 分の13	$\frac{100}{0}$ 分の13	行(1)4級職員	$\frac{100}{0}$ 分の11	$\frac{100}{0}$ 分の11	行(1)5級職員	100分の10	100分の10	<p>期末手当の支給割合の変更</p> <p>同上</p>
職員の区分		割合																												
	6月に支給する場合	12月に支給する場合																												
次に掲げる職員以外のもの	$\frac{100}{5}$ 分の12	$\frac{100}{5}$ 分の12																												
行(1)4級職員	$\frac{100}{5}$ 分の10	$\frac{100}{5}$ 分の10																												
行(1)5級職員	100分の95	100分の95																												
職員の区分	割合																													
	6月に支給する場合	12月に支給する場合																												
次に掲げる職員以外のもの	$\frac{100}{0}$ 分の13	$\frac{100}{0}$ 分の13																												
行(1)4級職員	$\frac{100}{0}$ 分の11	$\frac{100}{0}$ 分の11																												
行(1)5級職員	100分の10	100分の10																												

(施行期日)

1 この条例は、令和2年12月1日から施行する。

(令和2年12月の期末手当の特例)

2 令和2年12月の期末手当に限り、この条例による改正後の職員の給与に関する条例の規定の適用については、同条例第17条第2項の表次に掲げる職員以外のものの項12月に支給する場合の欄中「100分の125」とあるのは「100分の120」と、行(1)4級職員の項12月に支給する場合の欄中「100分の105」とあるのは「100分の100」と、行(1)5級職員の項12月に支給する場合の欄中「100分の95」とあるのは「100分の90」と、同条第3項中「100分の70」とあるのは「100分の67.5」とする。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の主な改正概要

令和 2 年東京都人事委員会勧告等を踏まえ、次のとおり改定する。

期末・勤勉手当

1 年間支給月数

(1) 概要

年間支給月数を 0.1 月（再任用職員については、0.05 月）引き下げ、4.55 月（再任用職員については、2.40 月）に改定する。引下げについては、期末手当で実施する。

(2) 実施時期

令和 2 年 12 月期の期末手当から実施

(3) 改正による影響額

△ 24,947 千円

※令和 2 年 4 月 1 日現在の職員数に基づき算出

令和2年 国及び東京都の特別給に係る報告状況並びに小金井市の改定状況

区分	国	東京都	小金井市
期末手当の引下げ 支給月数	△0.05月	△0.10月	△0.10月
期末・勤勉手当の 年間支給月数	4.45月	4.55月	4.55月
実施時期	令和2年12月期の期末手当から 実施	令和2年12月期の期末手当から 実施	令和2年12月期の期末手当から 実施